

7-0045

0325

第...

| | | | | |
|--------------|--|-------------|---------------|----------------------------|
| <p>十一月二日</p> | <p>拜啓 明後の慶應部より海軍少佐水野修身より此上へ伝達致 し候へ付御用より御下へ申被下度候旨ノ事申上</p> | <p>海軍少佐</p> | <p>吉田海軍少佐</p> | <p>周部書記官 啓 出願書記官 啓</p> |
|--------------|--|-------------|---------------|----------------------------|

明治三十四年十一月六日記録一部

(花崎)

海軍

海

軍

新

海軍

7-0045

0326

海軍公報 第五號

明治四十五年二月六日(火) 海軍大臣官房

○令達

官房第三六三號
 明治三十四年十二月海總第四七三二號中「海軍造兵廠
 検査官一人」ノ次ニ左ノ通追加シ「馬公要港部司令官」
 以下「全主計長」迄及「鎮海防備隊司令官」以下「全勤務
 ノ准士官」迄ヲ削除ス
 明治四十五年二月六日

海軍大臣 男爵齋藤 實
 監事(庶務) 實
 主計長

官房第三六四號
 海軍工務規則第六十七條ノ職工賞與加給支給標準當分
 之間別表之通定ム但シ各廳長ハ賞與加給ヲ支給セント
 スルトキハ最モ嚴密ナル調査ヲ行ヒ苟モ濫賞ノ弊ニ陷
 ラサランコトヲ期スヘシ
 明治四十五年二月六日
 海軍大臣 男爵齋藤 實

第五號 明治四十五年二月六日

職工賞與加給表

| 項 目 | 給 額 |
|---|-------------------------|
| 一、至急工事を命ぜられたる場合ニ於テ熱心ニ服勞シ著シク良績ヲ擧ゲ得タルトキ | 當該工事日數ニ對シ一日ニ付日給額ノ十分ノ三以内 |
| 二、請負ニ附シ難キ工事を從事シ著シク良績ヲ擧ゲ得タルトキ | 右同 |
| 三、技術上困難ナル工事を從事シ著シク良績ヲ擧ゲ得タルトキ | 當該工事日數ニ對シ一日ニ付日給額ノ十分ノ五以内 |
| 四、工費請負ニ加入セザル工費組長等ニシテ監督指導宜シキヲ得タル爲著シク良績ヲ擧ゲ得タルトキ | 當該工事日數ニ對シ一日ニ付日給額ノ十分ノ三以内 |
| 五、服業上有益ナル發明改良若ハ考案ヲ爲シタルトキ | 貳百圓以内 |
| 六、一ヶ年間無缺勤ニシテ平素勤勉且品行方正ニシテ他ノ模範タルニ足ルヘキモノ | 毎年末ニ日給二十日以内 |

備考
 一、各廳長ハ豫メ委員ヲ設ケ賞與加給ヲ支給スヘキ事
 項及金額等ニ付キ慎重ニ審査セシムルモノトス
 二、第五ノ加給ヲ支給セントスルトキハ各廳長ハ所管
 長官ノ認許ヲ受クル前ニ艦政本部長ニ協議シ其同
 意ヲ得ルモノトス
 三、工費請負ニ加入セサル職工ニシテ請負工事ニ關聯
 セル業務ニ服シ精勵シタル爲著シク好果ヲ收メ得
 タルトキハ第四ニ準シ加給ヲ給スルコトヲ得
 四、第一及第三ノ加給ハ工費請負加給ト重複ニ之ヲ支
 給セズ
 五、特ニ休業ヲ命シタル日數公務ニ原因スル傷痍疾病
 ノ爲引籠中ノ日數、忌引中ノ日數、徵兵召喚ノ日數
 及裁判所ヨリ證人トシテ召喚ノ日數ハ缺勤ト見做
 ササルコトヲ得
 六、第一乃至第四ノ加給ハ當該工費ノ支辨トシ第五
 及第六ノ加給ハ附屬費ノ支辨トス
 七、各廳長ハ毎月一回賞與加給ヲ支給シタル者ノ等級
 人名事由及金額ヲ艦政本部ニ報告スルモノトス

○通牒

明治四十五年二月六日
 海軍教育本部長 男爵 坂本俊篤
 鎮守府(旅順ヲ除ク)司令長官殿

水雷術練習生採用ノ件
 甲、左記諸號ニ依リ第十三期高等科水雷術練習生ヲ採
 用ス
 一、員數
 横須賀鎮守府 二十五名
 吳 鎮守府 二十五名
 佐世保鎮守府 二十九名
 舞 鶴鎮守府 十一名
 二、海軍水雷學校規則第十七條ニ依リ二等水兵進
 級停年計算最終期日及同第三號一等證狀授與
 以後ノ勤務日數計算最終期日
 來ル三月十日
 來ル三月十日
 三、所見表到達期日
 來ル三月一日
 四、入校豫定期日
 來ル三月二十九日ヨリ同三十一日迄
 乙、左記諸號ニ依リ第十六期普通科水雷術練習生ヲ採
 用ス
 一、員數
 横須賀鎮守府 四十名
 吳 鎮守府 八十名
 佐世保鎮守府 四十名
 舞 鶴鎮守府 二十名
 二、海軍水雷學校規則第十六條ニ依リ三等水兵進
 級停年計算最終期日

來ル二月十日
 三、所見表到達期日
 來ル三月一日
 四、入校期日
 來ル三月二十九日ヨリ同三十一日迄
 丙、左記諸號ニ依リ第六期高等科電信術練習生ヲ採
 用ス
 一、員數
 横須賀鎮守府 四名
 吳 鎮守府 七名
 佐世保鎮守府 七名
 舞 鶴鎮守府 二名
 二、所見表到達期日
 來ル三月一日
 三、入校豫定期日
 來ル四月五日ヨリ全七日迄
 右通知ス

○辭令

贈叙位調査委員書記ヲ免ス 海軍屬 吉田鏗三郎
 水路部ニ於ケル潮流測量並ニ磁氣觀測ニ關スル調査囑
 託ヲ解ク
 明治四十五年二月六日 海軍省

加藤横須賀海軍經理部長忌引中委任拂命令官ノ職務
 ヲ執行スヘキ旨昨五日官房第三五一號ヲ以テ海軍大臣
 ヨリ海軍主計少監福田庫文司へ訓令セリ

○艦船所在
 ○二月六日正午調
 (横須賀) 河内、富士、朝日、鞍馬、浪速、八雲、壹岐、
 相模、武藏、橋立、高千穂、海風、山風、有明、吹雪、霞、
 彌生、山彦、文月、阜月、關東丸
 (大 湊) 漣、雷、臘、曙
 (吳) 丹後、攝津、淺間、春日、淀、生駒、明石、
 嚴島、石見、豊橋、韓崎、大和、潮、子日、若葉、朝風、
 初雪、時雨、初春、卯月、水無月、菊月、長月、春風、
 歷山丸
 (神 戶) 津輕、平戸
 (舞 鶴) 鹿島、周防、吾妻、對馬、見島、千歲、日進、
 櫻、橋、村雨、朝潮、朝霧、白雲、追風、朝霧、夕風、
 疾風、淀橋丸
 (佐世保) 薩摩、肥前、筑摩、利根、和泉、出雲、
 秋津洲、沖島、葛城、夕暮、夕立、白露、三日月、白雪、
 野分、白妙、松風、綾波、磯波、浦波、猿橋丸
 (長 崎) 矢矧
 (竹 敷) 夕霧、陽炎、不知火、叢雲

(旅順) 鈴谷、高崎丸
 (裏長山列島) 常磐
 (芝罘) 音羽
 (福州) 千早、霞
 (厦門) 須磨、薄雲
 (汕頭) 東雲
 (長江筋) 伏見、隅田、最上、千代田、新高、鳥羽、
 滿州、如月、神風、初霜、響、卷雲、敷波
 (廣東) 龍田
 (航海中)
 練習艦隊(阿蘇、宗谷) 一日「タウンズビル」發「パタ
 ビア」
 笠置(三日旅順發裏長山列島へ)
 松江(四日佐世保發吳へ)
 若宮丸(五日舞鶴發大湊へ)
 磐手(五日秦皇島發旅順へ)
 安藝、三笠、香取、敷島、伊吹、筑波(五日大連發佐世保へ)
 栗橋丸(五日横須賀發)
 宇治丸(六日廣東發香港へ)

7-0045

0329

海軍公報 第六號

明治四十五年二月七日(水) 海軍大臣官房

○令達

官房第三六八號
日本郵船株式會社及大阪商船株式會社所有船舶ニ海軍
軍人軍屬減價乗船ノ契約ハ本年一月滿期ニ付更ニ本年
二月ヨリ來ル明治五十一年一月迄滿六ケ年間又九州汽
船株式會社所有船舶ニ對シテハ新ニ本年二月ヨリ向六
ケ年間各減價乗船ノ儀今般經理局長ヲシテ別紙ノ通該
三社長ト締約セシメ候條此旨心得可シ
但減價乗船ノ手續及乗船證券雛形ハ從前ノ通
明治四十五年二月七日
海軍大臣 男爵齋藤 實

(別紙)

海軍軍人軍屬減價乗船契約書
第一條 海軍軍人軍屬ニシテ規定ノ乗船證券ヲ携帶ス
ルモノハ九州汽船株式會社船賃定價ノ二割ヲ減シテ
乗船スルコトヲ得ヘシ
乗船證券ハ海軍省經理局及各海軍經理部ニ於テ調製
シ豫テ其ノ見本ヲ會社ニ回致スルモノトス
第二條 減價乗船ヲナスヘキ人員ハ各船室乗客定員三

第六號 明治四十五年二月七日

分ノ一以內トス但シ他ニ乗客ナキトキハ此ノ限リニ
アラス
減價乗船ノ者アルカ爲ニ他ノ尋常ノ乗客ヲ謝絶セサ
ルヲ得サル場合ニ在テハ會社ハ其謝絶セル人員ト同
數ニ限リ減價ヲナササルコトヲ得ヘシ
第三條 他ノ同業者ト競争等ノ爲メ九州汽船株式會社
現今ノ定價ニシテ若シ其ノ半額迄ニ減スルコトアル
トキハ此契約ニ依ル減價ヲ止ムヘシ
第四條 船室ノ等級ハ其ノ身分ニ應ジテ區別シ乗船證
券ニ記載スト雖モ他ノ先客滿員ノ爲メ相當ノ船室ヲ
供給スル能ハサルカ各船室ノ具備セサル船ニ在テハ
適宜ノ船室ヲ供給スルコトヲ得ヘシ
第五條 自己ノ便宜ニ依リ乗船證券面記載ノ等級ニ異
ナル船室ヲ望ム者ハ普通ノ定價ヲ拂フヘキモノトス
第六條 減價乗船ハ船客賃金ニ限ルヘシ故ニ貨物運賃
ハ都テ通常ノ通りタルヘシ
第七條 乗船證券ハ記名人ノ外効用ナキモノトス
行軍其他數人一行ノ場合ニ在テハ別ニ其人員ニ對ス
ル官姓名調書ヲ添付シテ其證券面ニハ各船室相當ノ
等級人員ノミヲ記載スルコトアルヘシ在郷軍人召集

一九

ノ時又ハ新兵入團ノ時ハ證券ヲ用ヒス其召集令狀、志願兵ニ在テハ採用證書、徵兵ニ在テハ現役兵證書若クハ之ヲ證明スヘキ文書ヲ示シ又ハ憲兵若クハ警察官ノ證明ニ依リテ減價乗船スルコトヲ得ヘシ

キハ此契約ニ依ル減價ヲ止ムヘシ
第四條 船室ノ等級ハ其身分ニ應シテ之ヲ區別シ乗船證券ニ記載スト雖モ他ノ先客滿員ノ爲メ相當ノ船室ヲ供給スル能ハサルカ各船室ノ具備セサル船ニ在テハ適宜ノ船室ヲ供給スルコトヲ得ヘシ

第一條 海軍軍人軍屬減價乗船契約書
第一條 海軍軍人軍屬ニシテ規定ノ乗船證券ヲ携帶スルモノハ日本郵船株式會社船賃定價ノ二割ヲ減シテ乗船スルコトヲ得ヘシ
第二條 減價乗船ヲナスヘキ人員ハ各船室乗客定員三分ノ一以內トス但シ他ニ乗客ナキトキハ此限リニアラス
第三條 他ノ同業者ト競争等ノ爲メ日本郵船株式會社現今ノ定價ニシテ若シ其半額迄ニ減スルコトアルト

第五條 自己ノ便宜ニ依リ乗船證券面記載ノ等級ニ異ナル船室ヲ望ム者ハ普通ノ定價ヲ拂フヘキモノトス
第六條 減價乗船ハ船客賃金ニ限ルヘシ故ニ荷物運賃ハ都テ通常ノ通りタルヘシ
第七條 乗船證券ハ記名人ノ外効用ナキモノトス行軍其他數人一行ノ場合ニ在テハ別ニ其人員ニ對スル官姓名圖書ヲ添付シテ其證券面ニハ各船室相當ノ等級人員ノミヲ記載スルコトアルヘシ在郷軍人召集ノ時又ハ新兵入團ノ時ハ證券ヲ用ヒス其召集令狀、志願兵ニ在テハ採用證書、徵兵ニ在テハ現役兵證書若クハ之ヲ證明スヘキ文書ヲ示シ又ハ憲兵若クハ警察官ノ證明ニ依リテ減價乗船スルコトヲ得ヘシ

第二條 海軍軍人軍屬ニシテ規定ノ乗船證券ヲ携帶スルモノハ大阪商船株式會社船賃定價ノ二割ヲ減シテ乗船スルコトヲ得ヘシ
第三條 減價乗船ヲナスヘキ人員ハ各船室乗客定員三分ノ一以內トス但シ他ニ乗客ナキトキハ此限リニアラス
減價乗船ノ者アルカ爲ニ他ノ尋常ノ乗客ヲ謝絶セザルヲ得サル場合ニ在テハ會社ハ其ノ謝絶セル人員ト同數ニ限リ減價ヲナサハルコトヲ得ヘシ

第八條 乗船證券ニ依テ乗船切符ヲ買収シタル後事故アリテ乗船セサルカ又ハ乗船地ヲ變換スルノ必要ヲ生シ乗船切符ヲ返還スルトキハ會社ハ賃金ト共ニ乗船證券ヲ返戻スヘシ
第九條 此ノ契約ハ明治四十五年二月ヨリ明治五十一年一月迄滿六箇年間其効力ヲ有スルモノトス
右契約ヲ證スル爲メ雙方署名捺印シ各一通ヲ領置ス
明治四十五年一月三十一日
海軍省經理局長 福永吉之助
大阪商船株式會社社長 中橋徳五郎

○ 辭令

海軍軍醫少監 小島 政治
海軍醫學學生兼劑學生主計學生造船學生造兵學生志願者身體検査委員ヲ命ス
明治四十五年二月六日 海軍省
造船監督事務ヲ囑託ス 但報酬ヲ贈與セス 民部 源吉

造船監督事務囑託ヲ解ク
明治四十五年二月七日
加藤 良
海軍省

○艦船所在

○二月七日午前十時調
 (横須賀) 河内、富士、朝日、鞍馬、浪速、八雲、壹岐、相摸、武藏、橋立、高千穂、海風、山風、有明、吹雪、霞、彌生、山彦、文月、早月、關東丸
 (大 湊) 漣、雷、颯、曙
 (吳) 丹後、攝津、淺間、春日、淀、生駒、明石、松江、殿島、石見、豊橋、韓崎、大和、潮、子日、若葉、朝風、初雪、時雨、初春、卯月、水無月、菊月、長月、春風、歷山丸
 (神 戶) 平戸
 (大 阪) 津輕
 (舞 鶴) 鹿島、周防、吾妻、對馬、見島、千歲、日進、櫻、橘、村雨、朝潮、朝霧、白雲、追風、朝露、夕風、疾風、淀橋丸
 (佐 世 保) 薩摩、肥前、筑摩、利根、和泉、出雲、秋津洲、沖島、葛城、夕暮、夕立、白露、三日月、白雪、野分、白妙、松風、綾波、磯波、浦波、猿橋丸
 (長 崎) 矢矧
 (竹 敷) 夕霧、陽炎、不知火、叢雲

○雜款

(旅 順) 鈴谷、磐手、高崎丸
 (裏長山列島) 常磐
 (芝 罘) 音羽
 (福 州) 千早、霞
 (厦 門) 須磨、薄雲
 (汕 頭) 東雲
 (香 港) 宇治
 (長 江 筋) 伏見、隅田、最上、千代田、新高、鳥羽、滿州、如月、神風、初霜、響、卷雲、敷波
 (廣 東) 龍田
 (航 海 中) 練習艦隊(阿蘇、宗谷)一日「タウンズビル」發「パタピア」
 笠置(三日旅順發裏長山列島)
 若宮丸(五日舞鶴發大湊)
 安藝、三笠、香取、敷島、伊吹、筑波(五日大連發佐世保)
 栗橋丸(五日横須賀發)

○休職満期
 休職海軍書記片桐兵馬ハ二月七日休職満期トナレリ

第 2 項 第 2 號

大正三年二月十三日午後六時十分
大正三年二月十三日午後六時十分
横濱領事局發

發信者 横濱領事府司令長官

受信者 海軍大臣

電報譯

本艦調査ニ依リハ
一、新島位置南硫黃島、北二十度東半海涅ニテ
高サ約四百尺周囲ニ海涅層盛ナル噴火アリ。
二、新島、北二十三度東ニ海涅九鏈水深十尋疑ハ
レキ淺灘アリ。
本日午後七時半新島、視察終リ南硫黃島、
北東十四度、小笠原島ニ向テ速力十ノ節以十三日
午後二見洗着、豫定、(高千穂艦長)

大正三年二月十四日記録第二部接受

海軍

(花崎樹)
内地務長

7-0045

0333

前報 〇〇〇〇〇〇

内閣事務

大正 七年 二月 十三 日 午 時 〇 分 横濱領事局 發

發信者 横濱領事府司令長官

受信者 海軍大臣

電報譯

水艦調査ニ依リハ

一、新島位置南硫黃島北二十度東三海涅ニシテ

高廿四尺周囲二海涅廣盛ナル噴火アリ

二、新島北二十三度東二海涅九鯉水深十尋疑ハ

シキ浅灘アリ

本日午後七時半新島視察終リ南硫黃島

北東十四哩多小笠原島三白ノ連カ十時卅三分

午後二時港着豫定シ (高橋艦長)

海軍

第 25 門

分

7-0045

0334

秘受5247號

第門

大正五年五月十六日接受

駐政務

第課

留

海謀支報第一二九號

大正五年五月十五日

海軍軍令部

板

秘

旅順發電報(十三日發)

五月十二日龍口沖公海ニテ我漢航支那軍艦射撃ヲ受ケ輕傷者ヲ生シ尚ホ危險虞ニ趣龍口水産組合出張員ヨリ關東都督宛電報アリタリ依テ救助並ニ事實調査ヲ為第九艇隊(燕缺)ヲ企方面ニ派遣セリ

漢口發電報(十三日發)

支那沿岸及長江航路英國汽航会社ニ對シ乘込英人増給強要ノ件ハ愈會社側ニテ公認シ且其要ホラ谷ル事トナリ昨夜上海組合ヨリ當地船員(其ノ音電報アリタルヨリ)昨夜ヨリ本日掛會社汽船四隻出帆セリ

福州發電報(十四日發)

三日支那軍艦肇餘馬尾著厦門ヨリ來リト云軍艦楚同運送航元凱(兵約四百拾載)ヲ護送(厦門ニ行リト云)

(終)

極秘

外

要旨了

大正六年三月廿五日接受

警務局

第二課

海軍

電

第14278號

大正六年十二月二十三日海軍省着電

在浦鹽斯德 池 中 海軍少佐 發電

二番河結水ジオミツド、チユールキン角各灣内軍港一區ハ約五時ノ
 結水他ハ未タ結水セス目下天候急變ナキ限り年内ニハ碎水船ヲ要ス
 ル程度ニ結水ノ憂ナシ

十日亞米利加灣ヨリ歸來セル者ノ言ニ依レハ亞米利加灣ストレロ
 ク、ボスフオレ海峽ハ未タ結水セスウスリー灣頭三漚ハ薄水ヲ結ビ
 アムル灣ハシコタ半島南端トベスチヤンナヤトノ線以内約六時ニ結
 水セリ

從來ノ經驗ニ依レハ本年ハ溫暖ナル故港内一呎以上ノ堅水ヲ結フハ
 一月以後ナルヘント一般ニ觀測セラル

終

7-0045

0336

號 04382 受 渡

第 一 期

大正八年四月十四日發

第一課

海軍軍令部

大正八年四月十四日

海軍軍令部

本部課報終刊ノ件左ノ通通知ス

一 海軍支報ハ第八四六號(大正八年二月二十二日)ヲ以テ終刊トス

(終)

7-0045

0337

受 8901 號

海軍報 第三三五七號

大正八年七月二十一日 海軍軍令部



彼得具羅士攻路ノ件 (七月十一日發)

本件ニ關シ六月下旬在ヘルレングフォールス

ユトデニツチ 將軍及在ナルヴァ北方軍司令

部員ト會見ノ際

彼市政略戦開始ノ時期 言明シ得サレモ

近ヤ開始ノ運ニアリ同市及過激派ハ核

車ヲ攀ケ内應ス可ク戦ニ打合セ濟ナリ住

民ノ要スル攻路初期ノ食糧準備ハ米國船

四隻ニヨリ整ヒタルモ目下兵器彈藥ノ缺

乏ハ進撃不可能ノ主因ニシテ殊ニ敵カ

ンク及裝甲車ヲ有スルハ北軍ノ最モ苦痛

トスル所ナリ然レトモ不日ダンク其他ノ

兵器彈藥ヲ搭載セル英國船到着ノ豫定ナ

ルヲ以テ七月中ニハ攻路ニ得可シト云

リ

彼我ノ情況ヲ細密ニ取調ムルハ上ナリニ

豫想困難ナルモ九月中ニ攻路セハ大成功ナ

ラント觀測セラレ

米國電報 (七月十八日發)

米國海軍ニ於ケル舊獨逸水艦ハ目下軍

戦捷表彰ノ為各地ニ分遣シアルノミニテ之

カ處理ニ就テハ未タ決スル所ナシ

全上電報 (七月十八日發)

上院共和黨ノ政府攻撃ハ昨今國際聯盟ト共

ニ山東問題ニ集中セルガノ観アリスヤンサト

氏ハ昨日辰ノ如キ決議案ヲ提出セリ
三千六百萬以上ノ山東住民ノ權利及典
ヲ無視シテ平和會議カ斯カル重大ナル權
力及領土ヲ日本ニ讓典スルヲ決セルハ支
那共和國ノ為ニ不正ニシテ且世界將來ノ
平和ヲ脅スモノナリ本條項ハ米國上院ノ
深ク遺憾トスル所ニシテ切ニ斯カル明白
ナル不正義カ再考故正サレンコトヲ冀望
ス

(終)



海謀報第二四三七號

大正九年二月二十三日

海軍軍令部

大正九年二月廿五日接受

海軍軍令部

要目付

ハロフスクニ於ケル革命軍(二月十九日)電報
 浦塩方面ヨリ派遣セル露國革命軍兵力
 約三千ハ二月十四日ハロフスク南方十里コルホ
 フスカヤ駅ニ到着、二月十五日五名代表者ヲ送
 リテ我陸軍ト會見シ同軍入市ニ関シ折衝
 結果治安維持一般人民並外人ノ生命財
 産ニ對スル絕對保證ヲ一般ニ布告ス可キ
 旨ヲ約シ我承認ヲ得二月十六日以後約千二
 百ノ同軍ハハロフスクニ入レリ
 然ルニ革命軍ハ前項我陸軍トノ折衝約ヲ履
 行セサルノミナリ却テ屯記要求ヲナスニ至レリ
 本カレハハロフスクニ屯記武器兵營及財産ノ引渡

ハロフスク無線電信所ノ引渡

ハ海軍根據地ノ引渡

ニ黑龍江鉄橋兩同警備

ハ露國諸官衙ニ派出セル日本衛兵ノ撤廢

右ニ對シ武器ノ引渡及ハロフスクニ關シテハ旅團

長ノ權限ニ非サル旨田答ニタルニ其後二月十九

日更ニ屯記三項ヲ要求セリ

ハハロフスク引裝甲列車ノ引渡

ハハロフスク出入口ニ出セル日本哨兵ノ撤廢

ハ鐵道電信ノ修理ニ干涉セサルコト

右ニ對シ旅團長ハ彼等ガ今夕ニ革命軍入市

前被我ノ向ニ協定セル事項ヲ實行セサル

コト全ク誠意無キモノト認メ田答ノ限リ

ニ非スト應酬セザルニ彼ハ今後自由行動ヲ執

ルノ意アリ抗議シ憤然トシテ立テ歸レリ

二 目下我旅團ハ戦備完整待機ハ位置ニあり
市内物情騒然流言日貨排斥決議等排日運
動ニ努メ状況ニ々悪化シソ、アルモ、如ク
此状況ハ遠カシス根據地ニ波及シ或ハ職工
傭人ノ同盟罷業或ハ水先人傭聘燃料補給
ノ妨害等トナリ解氷後艦船ノ行動ニ累ヲ
及ボスノ虞アリ

米國電報 (音聲)

一 米國一般風氣、軍事教育案ハ陸軍新編
制案ト共ニ今期議會ニ提出セラレタルカ歳出緊
縮ノ見地ト大部令ノ壯下ハ最近戦役ニヨ
リ軍事教育ヲ受ケタルヲ以テ決處一年ヲ早
クノ必要ナシトシ理由ニヨリ今期議會通過
ノ見込ナク不議會ニ再提出セラル可レト云フ

二 米國大統領ハ國務卿ランニングニ對シ大
統領ノ病氣中身斷閣議ヲ召集シタルハ憲法
違反ナリトシ辭表ヲ勸告シタルランニングハ直
チニ辭表ヲ呈シルト共ニ自己ノ立場ヲ辯
明セリ 本任ニ戻シ新聞紙ハ大統領ランニ
ングノ自不和ノ破裂ナルヲ辭職勸告ノ主ナル
理由トセル 閣議召集ニ就テハ國務卿ノ處
置ハ機宜ニ適シタルモノナリト論ジソ、アリ

(終)

大正九年三月十八日發

海軍省

第三課

海軍省

海軍報第二四四號

大正九年三月十七日

海軍軍令部

秘

秘受 3167號

ハバロフスク電報(三月十五日發)

ハバロフスクニ於ケル革命軍ハ三月十三日夜
地日本軍ニ對シ左ノ如ク申出タリ
ニコラエフスクニ於テ革命赤衛軍ト日本
軍トハ十一ヨリ再ヒ交戦状態ニ入り同
市ハ目下砲煙ニ包マレツツアリト有線
電報同地ヨリ到着セルヲ以テ同地赤衛軍
指揮官ニ對シ速ニ戦闘中止ヲ打電セシ
日本軍ニ接近スルハ危険ニテ軍使ヲ送ル
コト能ハス且赤衛軍指揮官ノ所在不明ナ
ル旨返電アリタリ仍テニコラエフスクニ
於ケル両軍戦闘中止ニ關シ協議シ度

其際彼ハニコラエフスクノ状況ニ關シ一切語
サリシヨリ觀レハ同地赤衛軍ハ窮境ニ陷
レルニ非スヤト察セラル我旅團長及領事ハ
本件ニ關シ十五日午後革命軍委員ト會合ス
ルコトトナレリ

伊國電報(三月十四日發)

第三次ニツキ内閣成立、其特色ハ社會党ト僧
侶党ヲ含マサル谷派聯立ナルト陸軍大臣ノ
入官ナルニ在リ軍備縮少セララルナラン
里ナル顔振次ノ如シ

總理兼内務、海軍、外務、高工、司法ノ五大臣重

任

副總理兼大臣

財務

Sugiyama

Shanpei

陸軍
運輸省廢止セラレ高船事務ハ商工省ニ合併
ノ筈
ノ海相ハ現役ヲ去リ上院議員トシテ改革ニ
當ル由

二四四ノ二

(革新社會党代議士)

(終)

7-0045

0343

大正九年三月十八日

警務

第三課

海謀報第二四四三號

大正九年三月十六日 海軍軍令部



浦塩電報 (三月十三日發)

要旨付

秘 3166號

三月十二日露國革命第三週年記念日ニ當リ
臨時自治政府ハ一般休業ヲ命シ大示威運動
ヲ舉行セリ即チウズペンスキー寺院前ニ於テ
閱兵式ヲ行ヒ海陸兵一千餘裝甲自動車三
機砲四小學生徒搭乗セル赤色自動車十八
其他勞働者事務員學生等多數ノ團体ハ勞農
共和國萬歳資本家滅亡奸商排斥等ノ赤旗ヲ
押シ立テ樂隊ヲ先頭トシ停車場ニ到リ各種
演説ノ後解散セリ海上艦船ハ滿艦飾ヲ行ヒ
市中ハ有ル赤色ノ裝飾貼紙等ニヨリ雜沓セ
シモ示威行列ハ秩序整然トシテ靜肅無事ニ

行ハレタリ行列中チエツク兵四十餘名朝鮮人
數百名参加セリ

ハハロフスク電報 (三月十三日發)

三月九日臨時無線電信隊長ヨリニコラエフスク
商用無線電信所ニ人負ヲ派シ十三日朝迄通
信ニ從事セシム可ト告知アリタルニ對シハ
ハロフスク無線電信所ハ數回呼出シテ試ミタ
ルモ應答無ク又先方ヨリ何等通信ナシ察ス
ルニ何等カノ行違ヒノ為メ我電信員ハ當直
ヲ撤シタルモノナラン

米國電報 (三月九日發)

一、米國大統領ハ上院ニ於ケル條約及聯盟
案ニ關シテハ聖座同意出來サル旨ノ書面

7-0045

0344

ヲ公表セリ

三月八日下院海軍委員會ニ於テ海軍卿
ハ太平洋岸根據地ノ新設並擴張計畫ニ關
シ大要次ノ如ク言明セリ

(1) サンフランシスコ灣内ニ新根據地設置費
ハ當初総額七千五百萬弗ノ豫算ナリシ
モ四千萬弗ニテ設備シ得ル見込立チシ
ヲ以テ差當一千萬弗ヲ請求セリ
アラスカノ半島ニ於ケル補給所新設地点
ハ追テ決定スヘシ

オレゴン州アストリア及ワシントン州エン
ジエルス港ニ潜水艦根據地ヲ新設ス
10) サンバドロ灣ニ於ケル潜水艦根據地ヲ
擴張ス
サンパドロ港ヲ擴張ス

ガラパゴス島ノ設備ヲ増大シ極東派遺艦隊
並米國商船補給修理ヲ可能ナラシム
パトリック港ハ艦隊ノ修理補給力増大ノ為
擴張ス
ブレマートン港擴張シ主力艦隊ニ對スル
修理補給主要港トシテ一タラシム

(終)

0

二四三三

附屬書類添付

大正九年五月廿六日接受

海軍省

海軍

以二七下段 10/10/1920

大正九年五月二十五日

海軍省軍務局長并出

外務省政務局長芳澤謙吉殿



參考書類送付ノ件

道商局長

一部在勤牧師山口祥吉訪問記事

走通

右為参考及送付候

(別紙四葉添)

(終)

秘受06237號

第二

(職文社印)

7-0045

0346

都洛在勤牧師山口祥吉訪問記事(最上軍医長近藤正美提出)
 大正九年四月日士官三名共都洛(カワラ)村ニ在住スル最近渡
 來基督教牧師山口祥吉ヲ訪問シ見聞スル處左ノ如シ
 牧師山口祥吉ハ年齢四三四敬虔温容中ニ何處カ確固ナル信念
 アルモノ如ク小官質問ニ對シ謙遜ナル態度明快ナル語句以
 テ左ノ如ク答ヘタリ出身ハ日本基督教會ニ屬スル仙臺東北學
 院ニシテ嘗テ組合派ノ學子校ニモ學ビタル關係上從來日本基督教
 會及組合教會兩派ノ爲メニ傳道ニ從事シ多クハ北陸地方
 教會ニ南洋殊ニ今時ノ如キ傳道ニ經驗ナシ
 教會ノ状況並ニ將來ニ對スル方針
 余(山口)ノ受持範圍ナルトシテ民政管區内ニ教會教統ニテ
 三十九アリ内譯夏島四、春島八、秋島八、水曜島八、木曜島五
 曜島各島ニ各一モトトコトクハ

居村(カワラ)ニ於ケル集會(在來モノ)左ノ如シ
 毎日曜日午前禮拜式午後聖書研究會夕禮拜式
 毎日朝夕二回祈禱會其他毎週一回求道者會婦人會等
 毎回禮拜式出席者ハ百ニ三十名乃至百四五十名ニテ殆んど
 全村出席ス將來ノ方針等ニ關シテハ着任後日尙淺ク言
 語風俗習慣等ニ熟知セザルヲ以テ未ダ遽ニ決定シ難キ
 モ島民ニ日本語ヲ以テ説教スルガ如キ未ダ容易ニ彼等ヲ了
 解スル處ニテザルヲ以テ先ヅ迅速ニ土語ヲ習熟シ且教ニ從事
 スルヲ捷徑トシ聖書ハ現存スル土語ヲ一マ字綴ニシタルモノヲ
 当分襲用スルコトナセリ宗教上ノ智識ハ彼等ノ智識程度
 ニ應ジテ了解至難ナル宗教上ノ教義等ハ須ラク置キ且下傳
 導ノ目的トスル所ハ神ニ對スル尊崇信賴ノ念ヲ高メ禮拜ノ
 精神ヲ鼓舞シ勸善懲惡ノ觀念ハ盛ニナラシメ以テ島民ヲ

シテ益々善良ナル人々多シメントスルニアリ
諸島ニ散在スル教會ハ毎月約一回ノ割ニ巡回視察シタキ布
望ナルガ將來ハ獨逸宣教師、如ク專用ノポストヲ用意シ、以テ
諸教會巡回ノ用途ニ當ツル要ヲラント思考ス
島民ノ信仰状態並ニ日本教師ニ對スル感情
島民間ニ確固タル信仰ヲ有スルモノ少数アリ彼等ハ政行其
他日本人間ニ信用セラル島民間モ尊敬セラル、モシテ教會主任
ソテ長老 其他ノ役員ナルカ他ノ一般ニ單純ナル信者ニシテ教命日ニ
集合シ諸美歌ヲ合唱シ一口中ノ、小時間ニ會堂内ニ費スル此
上ナキ樂シमितナスガ如シ

海

實

ヲ其儘交付シモトロツク島民宣教師ハ直々ニ全島保管ノ教會
對財產ヲ持テ上各ニ教會ノ多ク任意ニ使用サシタキ旨申告
セリ之ニ一面彼等島民ガ眞面目ニシテ質朴敬虔ノ念ニ厚キト他ニ
日本教師ニ對スル信頼ノ念慮篤キニ出テタルモノト認ムベク其他
教會維持ニ對スル献金ノ如キ急ルモノナシト
以上山口牧師ヨリ聽取シタル主ナル点ニシテ全教師家族ハ質ハ
素溫和ナル妻ト二人、女兒アリ長女ハ目下日本人小學校ニ入學
セシ計リニシテ當初語ルニ友ナキ僻遠ノ地ニ來リ寂寥ノ感ニ堪
ヘカタクモアリシト雖昨今潮々慣レ島民ノ性格モ日ト共ニ了
解シ簡單ナル會話モ交換ニ得ルニ至リ目下不便ヲ感ズ
ルハ單ニ糧食ノ問題ナルカ司令部ノ好意ニヨリ毎回分與ヲ
受ケツ、アソト

右報ヲゴス

海

(終)

南洋支那史

大正九年六月廿七日發

海軍報第二四八〇號

大正九年六月十五日 海軍軍令部



哈府電報 (六月九日發)

一、 昨今過激派再ハハ府襲撃ノ噂高シ

二、 海軍根據地情報

(イ) 住民ハハ府住民ニ以テ裕福ニシテ我
派遣隊ノ再來ヲ期待シ平穩ナリ

(ロ) 停戦後根據地内ノ交通制限ヲ解除セ
リ

(ハ) 職業ヲ求ムル為ハ府ニ赴キシ者アリ
シモ多クハ職ヲ得ルニ至ラズ再ヒ根據
地ニ歸來シ耕作ニ従事シ一部ハ漁業ヲ
行ヒ生活ノ資ト為シ居レリ

秘 07424 號

一四四號

米國電報 (六月十日發)

六月十日發表セル共和黨ノ政綱要点

一、 國際聯盟ニ對シテハ辭色圓滑ニ當リ

障リ無ク同黨議員ノ上院ニ於ケル態度

ニ同意ストセルモ結局ジョソソ派硬

論ノ勝利ニ歸シ條件附批准ニ言及セス

シテ聯盟規約ヲ排斥ス

二、 歐洲及亞細亞ニ於ケル委任統治引受

ヲ排斥シ對墨强硬政策ヲ主張ス

三、 海運政策ニ關シテハ總テ沿岸航海船

船及米國商船ノ巴奈馬運河無料通航ヲ

推奨セリ

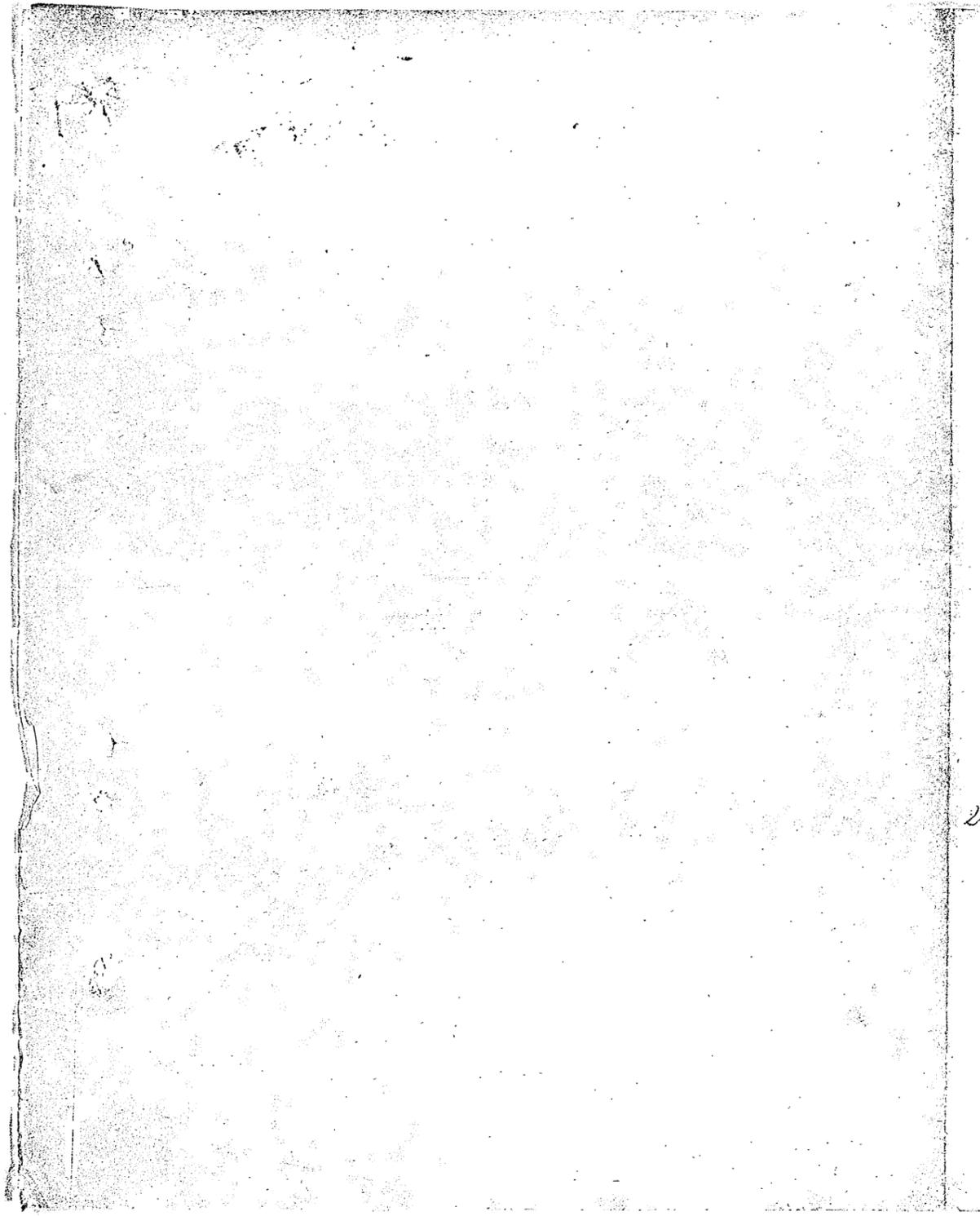
四、 移民問題ニ就テハ亞細亞移民ニ對シ

從來ノ方針ヲ繼續セサル可カラスト為

ス

7-0045

0349



五、海陸軍備ニ就テハ何等言及スル所ナ
シ
尚同党大會ハ十一月同党大統領候補者指名
ヲ行フ筈

(終)

7-0045

0350

教授09691

大正九年八月 貳日 接受

駐露 第二課

海謀報第二五〇五號

大正九年七月三十一日 海軍軍令部

伊國電報 (七月二十六日發)

一 駆逐艦 Carlo Alberto Racheid ハ「オデツ

サ」ニ向ケ露國へ歸還者運送船護送任務従

事中二十一日 Fontana 岬 (「オデツサ」湾内)

南方ニテ觸雷沈没、死者凡ク十名

二 羅馬市内各種罷業二十四日一先ツ止ム

備考、 Racek 一九一六年十二月竣

工ノ駆逐艦ニシテ排水量一、五〇

噸、速力三十五節

(終)

外務大臣

送目付了

9767

大正九年八月參日 接受 駐政務局

第三課

内務省

大正九年八月二日午前九時十分 倫敦海軍局發

受信者大臣軍令部長

發信者 英國帝國大使館附武官

電報譯

八月四日ヨリ小林大佐名ヲ以テ事務ヲ

三

海軍

7-0045

0352

秘受10277號

要目付了

秘海

大正九年八月拾四日 接受

機務

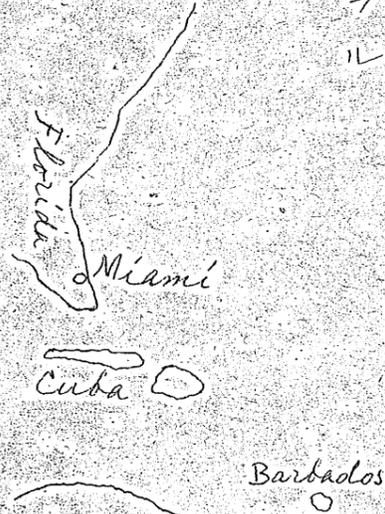
筆課

大正九年八月十一日

海軍軍令部

米國電報(八月五日發)
 本朝諸新聞ノ記事ニ批レハ「ウエスタ
 ンユニオン」電信會社カ其請願ニ對ス
 ル許可ヲ待タスシテ「アマミ」ヨリ英領
 バルバドスニ至ル海底電線敷設ヲ完了セ
 ントスルニ對シ米國政府ハ五隻ノ駆逐艦
 ヲ派シ要スレハ武力ヲ使用シテモ「アマミ」
 側線端陸揚ヲ差止ム可キヲ命セリト
 敷設船ハ右電信會社ノ傭船セル英船
 (Lonsdale)ニシテ米國政府ノ提議ニヨリ英國
 大使館ハ「ミア」駐在領事ヲシテ同船ノ作
 業中止ヲ訓令セントシツツアリ

米國政府カ右ノ如キ業々シキ所置ヲ執
 リタル真意ハ推定シ難キモ國內ノ一會社
 カ伯拉西爾直通線敷設ヲ計畫シツツアル
 ニ際シ「ウエスタ」ニ「ユニオン」ト英國電信
 會社ノ結託ニヨリ米國ト南米東岸ノ通信
 線ヲ英國ニ獨占セラル可キヲ恐レタル
 結果ニシテ外務省ノ発表セルカ如ク電信
 敷設ノ問題ハ末ル可キ國際通信會議ニ於
 テ有利ナル協定ヲ遂ケントスルニ非スヤ
 ト觀測セラル



浦塩電報（八月十日）
極東露國海軍艦船ニ関スル議定書本日
午後五時彼我司令官ノ承認書交換了也
右ニ依リ當地押収艦船ハ武装解除ノ
俵全部露國側ニ還附ヲ終リ十一日午前八
時露國軍艦旗掲揚セラル可シ

極東露國海軍艦船ニ関スル議定書
極東臨時政府沿海州自治會陸海軍
司令官ハ日露相互ノ親善關係増進ノ目的
ヲ以テ日本艦隊司令官ニ對シ提議スルニ
押収露國艦船ニ関シ商議開催ノ件ヲ以テ
セリ、日本艦隊司令官ハ之ニ同意ヲ表シ
茲ニ両司令官ハ本年四月三十日大井軍司
令官トホルツイシウツ陸海軍司令官トノ

間ニ成立セリ日露軍事商議議定書第八條
ノ規定ニ準據シ右商議ノ為尤記ノ通り委
員ヲ任命シ以テ雙方ノ利益並威嚴ヲ確保
シ得ル如キ條項ノ協定ニ從事シタリ

左記

日本側 日本艦隊先任參謀 枝原海軍中佐
露國側 西伯利艦隊參謀長 S. I. Nikolsky
斯ノテ任命セラレタル兩國委員會員ノ
結果極東ニ於ケル露國海軍艦船ニ関シ次
ノ條項ヲ議定セリ
第一條 四月ノ事件ニ於テ日本艦隊ニ依
リ押収セラレタル露國艦船ハ兵器彈藥類
ヲ除キ其附屬物品ト共ニ全部露國海軍官憲
ニ還附セラルルモトス右兵器彈藥類ノ
處分方ニ関シテハ後日ノ決定ニ依ル

第二條 露國海軍艦船ハ前條ニ依リ還附
 セラレタルモノト其新ニ艦籍ニ入ルモノ
 トヲ問ハス豆滿江口ヨリ浦塩日本艦隊
 二至ル領水内ニ於テハ在浦塩日本艦隊
 令官ノ承認ナクテ武装收能ニ置ク能ハ
 サルモノトス
 (註) 本條水域内ニ於テ治安維持ノ為日
 本艦隊側ノ承認ノ許ニ實際必要ナル程度
 ニ於テ若干ノ武装艦船ヨリ成ル警務部隊
 ヲ置クコトヲ得
 第三條 露國海軍艦船、一昼夜以上ノ豫
 定ヲ以テ浦塩港外ニ出動スル場合ニハ露
 國海軍官憲ハ豫メ其目的並ニ行動豫定ト
 共ニ之ヲ在浦塩日本艦隊司令部ニ通告ス
 ルモノトス

(終)

第四條 前記各條ノ實施細項ニ関シテハ
 別ニ之ヲ定ム又是等條項ハ臨時の性質ヲ
 有スルモノニシテ一方ヨリノ提議ニヨリ
 審議協定ノ上改定スルコトヲ得

大正九年五月廿日 警務署 第一課

海軍軍令部 海軍報 第二五五二號

大正九年十二月一日

海軍軍令部

秘

秘受15538

勸察加電報 (十一月二十九日發)
前週中、最低氣温零點以下九度、内港結
氷、三十七日試驗研究、為水上飛行機ノ飛
行ヲ行ヒ、千八百米昇騰、下降ニ際シ市ノ上
空ニ於テ吊光彈ノ落下試驗ヲ行ハリ、
執行委員會、決議發表セル事項左ノ如

西多

(イ) 藥用ノ外捕獸用ノストリキニ子ノ其他ノ
藥輸入ヲ禁止ス

(ロ) 一般外人ニ對シ露國人ト同様州内ニ
於ケル行商ヲ許ス

十一月二十三日執行委員會ハ代理官ヨリ

エルギンニ對シ警務署長ヲ經テ一週間以内
ニ現任官邸ノ明渡ヲ要求セリ

(終)

在支那列國領事館所在地
支那ニ於ケル列國領事館所在地別圖ノ如シ

外務大臣

大正拾年貳月參日 接獲

亞細亞局

第一課

大正十年二月

一日午後三時五分
二日午前八時十五分

新高艦發
海軍省着

在汕頭

新高艦長

秘

曹付

海軍大臣
軍令部長

14287

二番電報

一、支那苦力六百五十ヲ載セ廈門發印度ニ向ル
 英國船第一豐遠一月二十九日朝汕頭沖ニ坐礁
 シ英國軍艦「カリー」ニハ英國支那艦隊司令長
 官ノ電命ニ依リ其ノ夜廈門發現場ニ急航シ
 香港ヨリ急航セル英艦「 」ト共ニ陸上ニ避難
 中苦力今尚監視シツアリ

二、泊頭在泊外國軍艦ナシ

第27門

二月一日

7-0045

0357

外務大臣

外務大臣

1867號

大正拾年貳月拾四日

亞細亞局

第二課

新高長



海軍大臣

(在香港) 新高長

四番電

一 香港三、松督夫妻、午餐會及新任陸軍

司令官夫妻、フテイルアリ

二 紀元節当日在港英米軍艦、海艦節ヲ為シ

皇礼施ヲ行フ

三 「カリリス」長官夫妻 *Carpenter & Russell* ニ、兼港

十日夜歸國、途ニ就ケリ 右出発ノ際在港米

國軍艦、ウエルミントン、同司令官長官ニ、礼

施ヲナセリ

7-0045

0358